

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年2月 22 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000312号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000084号

第1 結論

請求者のA社における平成28年6月10日の標準賞与額を144万円に訂正することが必要である。

平成28年6月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年6月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年6月10日

A社から支払われた賞与が年金記録に反映されていない旨年金事務所から連絡があった。請求期間に賞与が支給されていたのであれば、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を保険給付に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成28年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳、業績報酬支払計算書及び銀行振込明細により、請求者は請求期間において、同社から144万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年6月17日(受付)に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。